

富士吉田市農業委員会 令和7年2月定例総会議事録

1 招集期日 令和7年2月26日（水）

2 招集場所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員（12名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子
第5番	小野 利壹	第6番	渡邊 和英	第7番	遠山 まさの
第8番	渡邊 孝治	第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫
第11番	羽田 善行	第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三
第14番	滝口 倉一				

また、出席した農地利用最適化推進委員は4名であり次のとおりである。

眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久

4 欠席委員

無し

5 議事日程

- 第一 議事録署名委員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第六 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 第七 議案第5号 農地利用配分計画案(中間管理機構扱い)について
- 第八 議案第6号 非農地通知交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長	長田利彦
事務局次長	木勢美妃
会計年度任用職員	網倉郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 2 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 14 名であり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めています。推進委員の遠山克二委員と滝口等委員から欠席の連絡を受けておりますので、あわせて報告いたします。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきます。ことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第 2 番 小俣 創 委員、第 4 番 小俣 俊子 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 03 分休憩）

（午後 2 時 04 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第 1 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号3の18号につきましては、譲受人が営農の拡大を図るための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の18号の申請地は1筆が城山公園の道路を挟んだ東側に隣接しており、その他の3筆はつくし庵の道路を挟んだ西側に隣接しております。申請地ではブルーベリーを栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の1件について事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号3の19号につきましては、譲受人が営農拡大を図るための権利移動の申請であります。

譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の19号の申請地は東町教職員住宅の南約110mに位置しています。申請地では季節の野菜を栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第6委員会の1件について事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第6委員会の1件の朗読後】

第6委員会の受理番号3の17号につきましては、譲受人が営農拡大を図るための権利移動の申請であります。

譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（滝口 倉一 君）

第6委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の17号の申請地は寿町会館の南東約140mに位置しています。申請地では季節の野菜を栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の17号につきましては、申請人が住宅用敷地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号4の19号につきましては、申請人が貸駐車場と地域住民の使用するごみステーション置場としている追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の17号の申請地は、上吉田コミュニティセンターの南西約170mに位置しております。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。受理番号4の19号の申請地は、新屋会館の北東約180mに位置しております。始末書によりますと、昭和47年頃から駐車場等として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号4の18号につきましては、申請人が住宅用敷地として使用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の18号の申請地は、福源寺の東約200mに位置しております。始末書によりますと、平成5年より住宅用敷地として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の5件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第1委員会の5件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の87号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、貸駐車場用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の88号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、自己所有の住宅と、自身の妻の妹夫婦の住宅用の宅地造成を行うものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,074 m²ありますので、県の諮問案件となります。

受理番号5の92号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の93号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の97号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、集合住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,372 m²ありますので、県の諮問案件となります。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の87号の申請地は、ガリバー富士吉田店の南に隣接しており、貸駐車場とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の88号の申請地は、ひばりが丘高校の東約90mに位置しており、住宅用農地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の92号の申請地は、吉田西小学校の南約130mに位置しており、住宅用敷地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の93号の申請地は、吉田西小学校の南西約130mに位置しており、住宅用敷地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の97号の申請地は、青少年センターの北東約370mに位置しており、賃貸住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 委員

5の88号は、個人住宅用地としては、基準の500 m²を超えているが、許可してよいのか。

○ 事務局

宅地造成後、進入路を約 105 m²設け、申請人と親族の住宅を 2 棟建てる計画です。

○ 議長（会長）

他に、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第 1 委員会の 5 件について採決いたします。第 1 委員会の 5 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第 2 委員会の 4 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第 3 号 第 2 委員会の 4 件の朗読後】

第 2 委員会の受理番号 5 の 89 号につきましては、申請地を住宅用地として使用している追認案件です。用途地域内の第 3 種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号 5 の 94 号につきましては、貸付人の甥である借受人が申請地を借り受け、住宅用敷地とするものです。用途地域内の第 3 種農地であり、許可相当と考えます。受理番号 5 の 95 号と 96 号につきましては、申請地の一部を進入路として使用している追認案件で、譲受人が申請地を買い受け、住宅用敷地とするものです。用途地域内の第 3 種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第 2 委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第 2 委員会（小野 利壹 君）

第 2 委員会から報告いたします。2 月 20 日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号 5 の 89 号の申請地は、月江寺駅の南東約 270m に位置しております。始末書によりますと、昭和 20 年頃より住宅用敷地としていたそうです。始末書等、必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号 5 の 94 号の申請地は、明見小学校の西約 280m に位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号 5 の 95 号と 96 号の申請地は、下吉田東小学校の南約 190m に位置しております。始末書によりますと、平成 9 年頃から一部を住宅への進入路として使用していたそうです。始末書等、必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の4件について採決いたします。第2委員会の4件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第3委員会の2件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の86号につきましては、借受人が申請地を借り受け、宅地造成を行うものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,197㎡ありますので、県の諮問案件となります。

受理番号5の90号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、宿泊施設建築用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ですが、住宅などが連担しているエリアであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の86号の申請地は、下吉田駅の西約210mに位置しており、宅地造成を行うそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の90号の申請地は、新倉富士浅間神社の北西約370mに位置しており、宿泊施設と貸衣装店を建築するそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の2件について採決いたします。第3委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の91号については、譲受人が申請地を譲り受け、作業所用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の91号の申請地は、富士北麓浄化センターの東約200mに位置しており、作業場等を整備するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の12件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○ 議長（会長）

次に、日程第六、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

今回の案件は、設定件数 73 件です。筆数累計は 140 筆、面積合計は 118,761.77 m²です。54 件が再設定の案件で、19 件が新規で利用権を設定する案件ですが、そのうち 7 件は認定農業者の案件となります。また、2 月 20 日に各地区委員と事務局で、利用権の新規設定分のうち、認定農業者案件でないものについて現地確認を行っております。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただ今の事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第 4 号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第七、議案第 5 号、「農地利用配分計画案（中間管理機構扱い）について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

本件につきましては、農地中間管理機構が農地の借受け及び貸付の中間管理事業を行うにあたって、地元農業委員会に対して内容審議の依頼をしてきたことによるものです。

お手元の資料をご覧ください。件数は 3 件であり、すべて新規設定となっております。番号 1 の申請地は、大蔵電気の西側に位置しており、期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日の 1 年 9 カ月であります。番号 2 の申請地は、ひばりが丘高校の南東約 560m に位置しており、期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日の 2 年 9 カ月であります。番号 3 の申請地は、ひばりが丘高校の東約 440m に位置しており、期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日の 4 年 9 カ月であります。

本件につきましては、借受人は、借受人としての要件「全部効率的耕作要件および作業従事要件」を充足しており、また、農地の集積集約に適うものと考えられますので、本件の農地中間管理機構による農地利用配分計画案につきましては、承認が相当であると考えます。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

それでは、採決いたします。議案第5号「農地利用配分計画案（中間管理機構扱い）について」承認することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第八、議案第6号「非農地通知交付申請について」を議題とします。第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第6号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号21の7号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号21の7号の申請地は、介護老人保健施設白樺荘の東約350mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第1委員会の説明について、質疑がありましたらご発言願います。
（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。
第1委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第6委員会の2件について事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第5号 第6委員会の2件の朗読後】

第6委員会の受理番号21の8号及び9号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（滝口 倉一 君）

第6委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号21の8号と9号の申請地は、白糸町会館の北西約700mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の2件について採決いたします。第6委員会の2件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号の非農地通知交付申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、令和7年2月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会2月定例総会を閉会いたします。

本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後3時01分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和7年2月26日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 小俣 創

委 員 小俣 俊子